

離職等又はやむを得ない休業等によって、
住宅を喪失又はそのおそれのある方へ

住居確保給付金 ご案内



橋本市健康福祉部福祉課

～ 目 次 ～

1. 住居確保給付金とは	1ページ
2. 住居確保給付金を受ける為の要件	2ページ
3. 住居確保給付金の申請に必要な書類	4ページ
4. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ	5ページ
(1) 住宅を喪失している方の場合	5ページ
(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合	8ページ
5. 住居確保給付金受給中における求職活動等	10ページ
6. 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合	10ページ
7. 住居確保給付金支給額を変更する場合	10ページ
8. 住居確保給付金を停止する場合	11ページ
9. 住居確保給付金の支給を中断・再開する場合	11ページ
10. 住居確保給付金を中止する場合	11ページ
11. 住居確保給付金を返還していただく場合	12ページ
12. 住居確保給付金の支給期間を延長する場合	12ページ
13. 住居確保給付金の再支給について	12ページ
14. 住居確保給付金の再々延長について	13ページ
○ 住居確保給付金支給申請書（様式1-1）記入例	14ページ
○ 手続きの場所・問い合わせ先	15ページ

1. 住居確保給付金とは

離職又は自営業の廃業（以下、「離職等」といいます。）又は、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」といいます。）により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方で、常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職）に向けた意欲があり、求職活動等を誠実に実施する方に対し、家賃相当分（家賃全額ではありません。）の住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により保護の対象となる賃貸借契約に限られます。借地代やルームシェア入居は支給対象になりません。

◎相談・手続きの窓口

- ★ 住居喪失者であり、新規に賃貸住宅を賃借する場合、新たな居住地が所在する自立相談支援機関が窓口となります。
- ★ 住居喪失のおそれのある方で、現に賃貸住宅を賃借している場合、現居住地に所在する自立相談支援機関が窓口となります。（橋本市の場合、福祉課です。）

◎支給額：下記の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

- ★ 共益費、管理費、駐車場代、水光熱費等は含まれませんので、申請者の自己負担となります。滞納した家賃へ充当することはできません。原則として、支給決定後の支給額の変更は行われません。

※橋本市の場合、下記の金額が支給額の上限です。

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	32,000円
複数世帯（2人）	38,000円
〃（3人～5人）	42,000円
〃（6人）	45,000円
〃（7人以上）	50,000円

※世帯の収入状況が基準額(2ページ⑤)を超える場合は、次の計算式により算出される金額が支給額となります。

支給額 = 基準額 + 家賃額 - 収入額

※家賃額は、賃貸住宅の一月当たりの家賃額になります。

※100円未満の端数が生じたときは100円に切り上げます。

- ★ 次のことにご注意ください。

住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

- ・上記金額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。

住宅を損失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

- ・現在ご契約の家賃金額が、上記金額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

◎支給期間：原則3か月

- ★ ただし、求職活動等を誠実に実施している方については3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。
⇒ 以前に支給を受けたことがあっても、再支給の申請ができる場合があります。

◎支給方法：貸主等の口座へ直接振り込みます。

※申請者の口座へ振り込むことはできません。

※家賃をクレジット払いとしている方は、家賃の支払い方法を貸主等への直接払いに変更してください。

2. 住居確保給付金を受けるための要件

申請時には、以下の①～⑤のすべてに該当する方が対象となります。

- ☐ ① 離職等又は、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している又は喪失するおそれがあること

※申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが、申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。

- ☐ ② 申請日において、離職等の日から2年以内の方、又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

※離職には、事業を行う個人の当該事業の廃止も含まれます。廃業届等、廃業したことを確認できる書類をご用意ください。

- ☐ ③ 離職等又は、やむを得ない休業等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと

※離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も対象となります。

- ☐ ④ ハローワークへの求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（※）を目指した求職活動を行うこと

※「住居確保給付金」における「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいいます。

- ☐ ⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計が、下記の金額の範囲内であること

区分	基準額	収入基準額
単身世帯	78,000円	左記基準額 + 家賃額 家賃額は本市における生活保護住宅扶助基準額※を上限とします
2人世帯	115,000円	
3人世帯	140,000円	
4人世帯	175,000円	
5人世帯	209,000円	
6人世帯	242,000円	
7人世帯	275,000円	
8人世帯	308,000円	
9人世帯	337,000円	
10人世帯	366,000円	

※橋本市における生活保護住宅扶助基準額

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	32,000円
複数世帯（2人）	38,000円
〃（3人～5人）	42,000円
〃（6人）	45,000円
〃（7人以上）	50,000円

※雇用保険の失業給付、児童扶養手当、年金等の公的給付も月額分として収入に含みます。
 ※未成年かつ就学中の子の収入は含みません。

- ⑥申請者及び申請者と同じの世帯に属する方の金融資産の合計が次の金額以下であること

世帯人数	金融資産の上限額
単身世帯（1人）	468,000円
複数世帯（2人）	690,000円
〃（3人）	840,000円
〃（4人以上）	1,000,000円

- ⑦「国の雇用施策による給付等」及び「地方自治体等が実施する類似の給付等」を申請者及び申請者と同じの世帯に属する方が受けていないこと

※上記の給付又は貸付等を同時に利用することはできませんが、給付又は貸付等の終了後に利用することは可能です。

※社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金」、「臨時特例つなぎ資金」は含みません。

【例】

雇用施策による給付等とは・・・

- ・職業訓練受講給付金など

※ 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第169号）が施行されたことにより、令和5年3月31日までは職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給が可能となりました。

地方自治体が実施する類似の給付等とは

- ・生活保護、中国残留邦人等支援給付、新婚世帯向け家賃補助 など

- ⑧申請者及び申請者と同じの世帯に属する方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

【具体的対応】

- ・暴力団員でないこと、また、暴力団員にならないことの誓約を求めるとともに、暴力団員該当性の確認のため官公署に調査を嘱託することの同意を求めます。
- ・申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合は警察署へ情報提供を依頼します。
- ・入居住宅の不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると疑われる場合は、警察署へ情報提供を依頼します。

3. 住居確保給付金の申請に必要な書類等は

まず、住居確保給付金対象者の要件(3・4ページ参照)に適合しているか審査する必要がありますので、次の書類を、橋本市役所福祉課に提出してください。
申請書類が一式そろった時点での受け付けとなります。

☐ ①住居確保給付金支給申請書(様式1-1)

☐ ②印鑑(朱肉を使用するもの)

☐ ③住居確保給付金申請時確認書(様式1-1 A)

☐ ④本人確認書類

※次のいずれか(顔写真が無い書類の場合は2点)の写しが必要です。

☐ マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、住民基本台帳カード、旅券、健康保険証、住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、年金手帳、戸籍謄本等

☐ ⑤離職関係書類(離職等又は、やむを得ない休業等となったことが確認できる書類)

☐ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類(離職票等)の写し

☐ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

☐ ⑥収入関係書類(申請日の属する月の収入が確認できる書類)

☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類(給与明細・金融機関の通帳等)の写し(収入の変動がある場合は、直近3か月分がわかるもの)

※雇用保険の失業給付、児童扶養手当、年金等の公的給付も月額分として収入に含みます。

※未成年かつ就学中の子の収入は含みません。

☐ ⑦金融資産関係書類(金融資産が確認できる書類)

☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産(預貯金額等※)が確認できる書類(金融機関の通帳等)の写し等

※預貯金及び現金をいいます。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含みません。負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

⑧求職申込み等確認書類(求職申込みが確認できる書類)

☐ 求職受付票(ハローワークカード)の写し

☐ 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」

※この用紙は、住所地の管轄のハローワークで必要事項を記入してもらってください。なお、先にハローワークで記入済の場合は、その用紙を提出してください。

☐ ⑨入居(予定)住宅関係書類

◎住宅を喪失されている方

☐ 「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」※2

◎住宅を喪失するおそれのある方

☐ 現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し

☐ 「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」※3

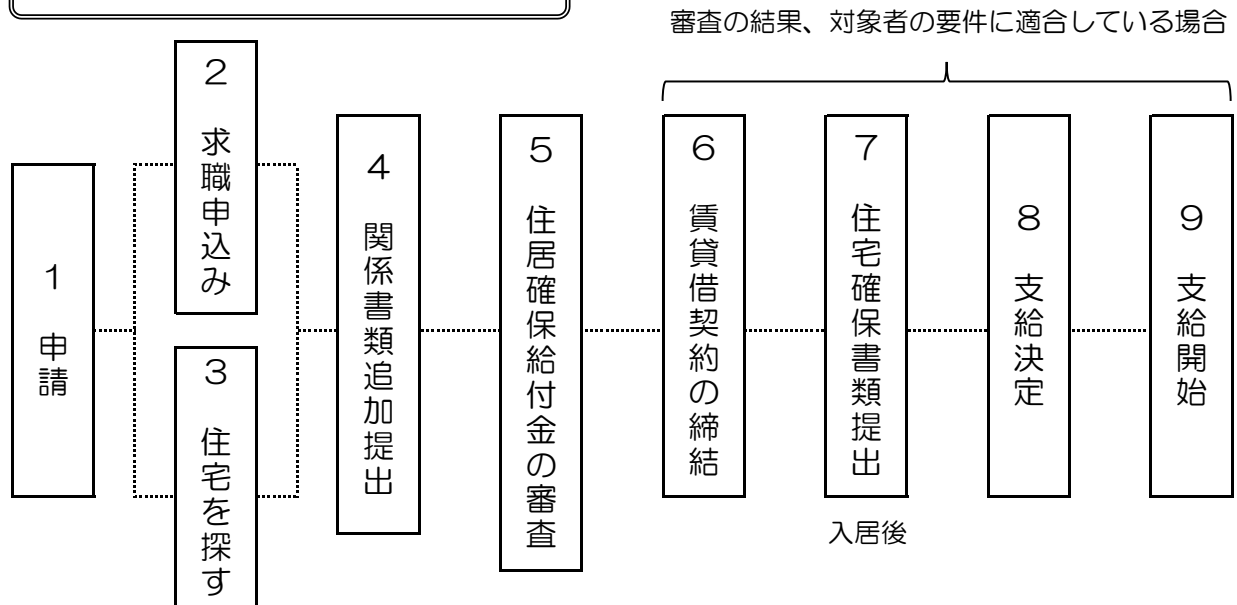
※2及び3 「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」は、申請書受理後に窓口でお渡ししますので、貸主又は不動産媒介業者等に必要事項を記入してもらってください。

☐ ⑩自立相談支援事業の利用申込み状況が分るもの

①住居確保給付金支給申請書(様式1-1)の同意がある場合は省略できます。

4. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ

(1) 住宅を喪失している方の場合



1、申 請

◆必要書類（4ページ参照）を福祉課へ提出してください。

※「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式1-1)」(以下「申請書等(様式1-1)」)及び「住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)」が提出され受理されますと、次の用紙をお渡しします。

- ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」⇒ ハローワーク提示用
 - ・「申請書等(様式1-1)」の写し
 - ・「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」
- 不動産媒介業者等提示用

※上記のほか「自立相談支援事業」の利用申込みが別途必要となります。

2、求職申込み等

◆管轄のハローワークにて求職申込みをおこなったうえ、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」に、求職申込み・雇用保険の利用状況・雇用施策の利用状況について記入してもらってください。

3、住居を探す

◆住居を見つける必要がありますので、不動産媒介業者等に「申請書(様式1-1)」の写しを提示して、当該業者を介して住宅を探してください。

◆住宅が見つければ、貸主又は不動産媒介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」を記入してもらってください。

注 意！

住居確保給付金の上限額以内(1ページ参照)の家賃（共益費・管理費等は含まれません）の住宅に限りますのでご注意ください。

4、関係書類の追加提出

- ◆前記2・3で記入してもらった次の書類を、福祉課に提出してください。
 - ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」
 - ・「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」

5、住居確保給付金の審査

- ◆住居確保給付金の審査に必要な書類(4ページ参照)がすべて提出された段階(※)で住居確保給付金対象者の要件に適合しているかの審査を行います。
 - ※生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式1-1)の提出から30日以内に申請に必要な書類を全て提出してください。期限内に必要な書類を全て提出いただけない場合、申請は無効とします。
 - なお、ご提出いただいた申請書類は返却できませんので、再度申請される場合は、申請に必要な書類(4ページ参照)はあらためて提出していただく必要があります。

申請内容が適正である場合

「住居確保給付金支給対象者証明書」を交付するとともに「住宅確保報告書(様式5)」(※)の用紙をお渡しします。

※「住宅確保報告書(様式5)」

不動産媒介業者等で住宅を探し、住宅を確保した場合に必要な書類です。

支給が認められない場合

「住居確保給付金不支給決定通知書」を交付します。

この場合、住宅を確保した貸主又は不動産媒介業者等に「住宅確保給付金不支給決定通知書」を提示し、賃貸借契約を締結できない旨を申し出てください。(福祉課からも当該業者に連絡させていただきます。)

6、賃貸借契約の締結

- ◆「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」を記入してもらった不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3)」を提示し、賃貸借契約を締結してください。

※敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方や住居確保給付金受給期間中の生活費にお困りの方で、社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金(総合支援資金貸付)や「臨時特例つなぎ資金貸付」の利用をご希望される場合は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

※審査の結果、貸付が不承認となった場合は、原則として住居確保給付金は不支給となります。

7、住宅確保書類の提出（入居後）

◆住宅に入居されてから7日以内に、次の書類を福祉課に提出してください。

（先に居住地の変更をお済ませください。）

- ・「住宅確保報告書(様式5)」
- ・「賃貸借契約書」の写し
- ・新住所における住民票の写し

※提出しなければ、住居確保給付金は支給されませんので必ず提出してください。

8、支給決定

◆上記の必要書類が提出されれば、次の書類をお渡しします。

- ・「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」⇒保管しておいてください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」の写し⇒不動産媒介業者等に提出してください。
- ・「職業相談確認票(参考様式6)」
- ・「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」
- ・「常用就職届(様式6)」⇒常用就職した際に提出してください。

} 住居確保給付金受給中の
求職活動時に必要です。

9、支給開始

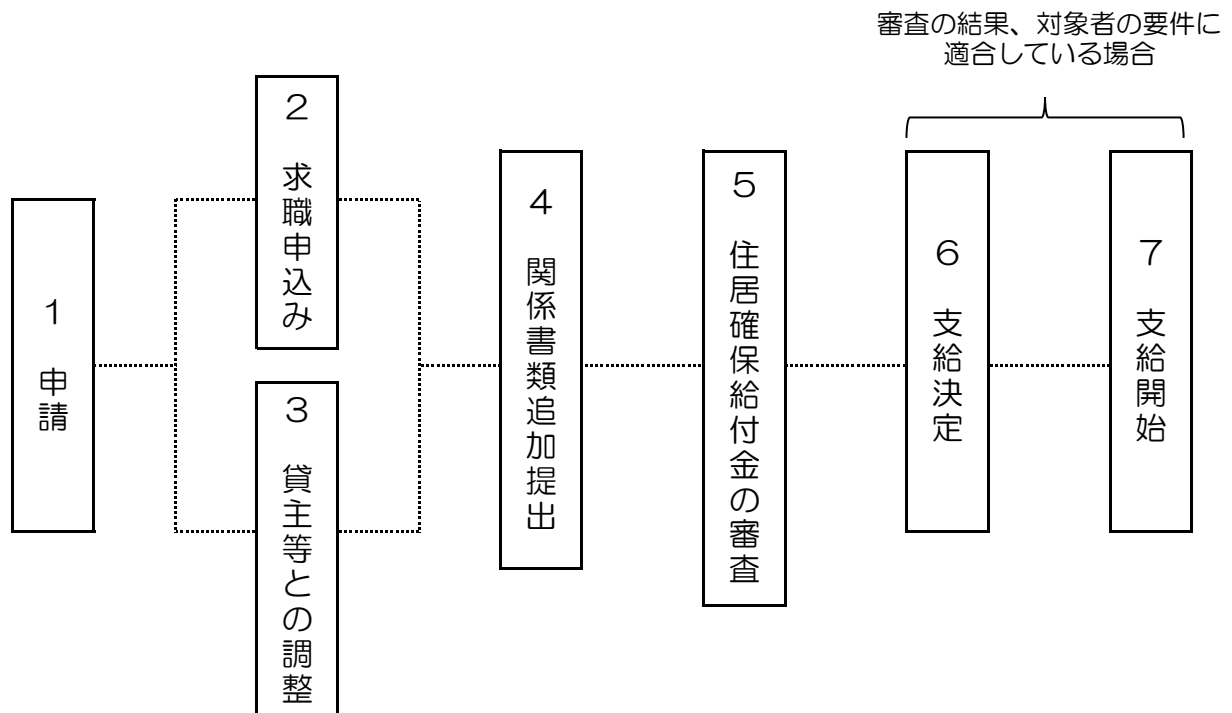
◆入居に際して「初期費用として支払いを要する月分の賃料」の翌月以降の月分から支給します。

【例】

1月15日に入居する方が、初期費用として1月分家賃（日割り）と2月分家賃を前払いした場合、3月分以降分の家賃から支給します。

(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合

※ 住宅を喪失するおそれのある方とは、現在賃貸住宅にお住まいの方で、今後家賃の支払いが困難と認められる方です。



1、申 請

◆必要書類（4ページ参照）を福祉課へ提出してください。

※「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式1-1)」(以下「申請書等(様式1-1)」)及び「住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)」が提出され受理されますと、次の用紙をお渡しします。

- ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」⇒ ハローワーク提示用
- ・「申請書(様式1-1)」の写し
- ・「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」 } 不動産媒介業者等提示用

※上記のほか「自立相談支援事業」の利用申込みが別途必要となります。

2、求職申込み等

◆管轄のハローワークにて求職申込みを行ったうえ、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」に、求職申込み・雇用保険の利用状況・雇用施策の利用状況について記入してもらってください。

3、貸主又は不動産媒介業者等との調整

◆貸主又は不動産媒介業者等に「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」を記入してもらってください。

4、関係書類の追加提出

◆前記2・3で記入してもらった次の書類を、福祉課に提出してください。

- ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」
- ・「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」

5、住居確保給付金の審査

◆住居確保給付金の審査に必要な書類(4ページ参照)がすべて提出された段階(※)で住居確保給付金対象者の要件に適合しているかの審査を行います。

※生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式1-1)の提出から30日以内に申請に必要な書類を全て提出してください。期限内に必要な書類を全て提出いただけない場合、申請は無効とします。

なお、ご提出いただいた申請書類は返却できませんので、再度申請される場合は、申請に必要な書類(4ページ参照)はあらためて提出していただく必要があります。

申請内容が適正である場合

「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」を交付します。

支給が認められない場合

「住居確保給付金不支給決定通知書」を交付します。

この場合、貸主又は不動産媒介業者等に「住宅確保給付金不支給決定通知書」を提示し、住居確保給付金を受給できない旨を申し出てください。(福祉課からも貸主又は不動産媒介業者等に連絡させていただきます。)

6、支給決定

◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。

- ・「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」⇒保管しておいてください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」の写し⇒不動産媒介業者等に提出してください。
- ・「職業相談確認票(参考様式6)」
- ・「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」
- ・「常用就職届(様式6)」⇒常用就職した際に提出してください。

} 住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。

7、支給開始

◆基本的に申請日の属する月の翌月以降の月分の賃料から支給します。

【例】

4月15日に申請が受理された場合、5月分の家賃から支給します。

※住居確保給付金受給期間中の生活費にお困りの方で、社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金(総合支援資金貸付)」の利用をご希望される場合は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

5. 住居確保給付金受給中における求職活動等

住居確保給付金の支給が決定されますと、「ハローワークの利用、自立相談支援機関等の支援員の助言」等により、常用就職に向けた求職活動等を行っていただく必要があります。

具体的には、次の通りです。受給者の義務ですので、必ず行ってください。

これを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

コロナ禍等の状況により、求職活動等の回数が変更されている場合があります。

◆毎月4回以上、自立相談支援機関の就労支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。就労支援員との面接時には、「職業相談確認票(参考様式6)」を持参し、ハローワークにおける職業相談状況を報告していただくとともに、その他の求職活動等の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」により報告していただきます。

◆毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けていただく必要があります。活動時には、支給決定時にお渡しした「職業相談確認票(参考様式6)」をハローワークに持参してください。

◆毎週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」により、報告していただきます。

上記のほか、受給者の状況に応じて支援プランを策定しますので、自立相談支援機関の就労支援員から指示があれば、公共職業安定所の「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援を受けていただく必要があります。

6. 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金の支給決定後、常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職）をされた場合は、「常用就職届(様式6)」および雇用形態を確認できる書類（採用証明書、雇用契約書等）を福祉課へ提出していただく必要があります。

その際には、就労収入額が確認できる書類についても、「常用就職届(様式6)」を提出した月以降、毎月提出していただきます。

常用就職により、住居確保給付金が支給中止となる収入要件(2ページ参照)を超える就労収入が得られた場合、その収入が得られた月の翌月以降の家賃相当分から支給を中止します。

7. 住居確保給付金支給額を変更する場合

次の場合、住居確保給付金の支給額を変更しますので申し出てください。

◆住居確保給付金受給中に家賃が変更となった場合

◆申請時に収入があり、住居確保給付金の支給額が一部支給(※)となっている方が、住居確保給付金受給中にその収入が基準額(2ページ参照)以下に減少した場合。

(※)一部支給とは、収入があり月ごとの家賃額の一部が支給される方をいいます。

◆借主の責によらず転居せざるを得ない場合または福祉課の指導により、本市内での転居が適当である場合。

8. 住居確保給付金を停止する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を停止しますので、福祉課に申し出てください。

- ◆住居確保給付金受給中に、雇用施策の「職業訓練受講給付金」を受給することとなった場合。

なお、「職業訓練受講給付金」の終了後、住居確保給付金の受給再開が可能です。再開を希望される場合についても福祉課に申し出てください。

9. 住居確保給付の支給を中断・再開する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を中断しますので、福祉課に申し出てください。

- ◆疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合

医師の診断書等により求職活動が困難である旨、申し出てください。中断期間中は、原則として毎月1回、体調及び生活状況について報告をいただきます。

なお、心身の回復後に求職活動を再開する場合は、住居確保給付金の支給再開が可能です。

10. 住居確保給付金を中止する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- ◆住居確保給付金受給中の義務(10ページ参照)を怠った場合
- ◆生活保護受給者等就労自立促進事業の支援を受けるよう指示されたにも関わらず、正当な理由なく事業への参加、支援の継続を拒む場合
- ◆ハローワークで行う「求職者支援制度」による職業訓練の受講申込可能者が申込を拒む場合
- ◆受給中に常用就職した後、常用就職及び就労収入の報告を怠った場合
- ◆本人の責によって住宅を退去した場合
⇒ 退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆禁錮刑以上の刑に処された場合
- ◆住居確保給付金受給者又は受給者と同じの世帯に属する方が暴力団員と判明した場合
- ◆住居確保給付金受給者が生活保護費を受給した場合
- ◆住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合
- ◆3ページに記載する「雇用施策による給付等」又は「地方自治体等が実施する類似給付又は貸付等」を利用した場合

※社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金」、「臨時特例つなぎ資金」は含みません。

※雇用施策の「職業訓練受講給付金」を受給した場合は、停止となります。

11. 住居確保給付金を返還していただく場合

住居確保給付金を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金の全額又は一部について受給者に返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金も中止します。

12. 住居確保給付金の支給期間を延長する場合

住居確保給付金受給期間中の求職活動等(10ページ参照)にある求職活動等を、誠実にやっている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。

延長申請時には改めて、支給要件(2ページの「2.住居確保給付金を受けるための要件は」)審査を受けていただく必要があります。

※ 延長申請を行う場合は、延長申請月の収入、金融資産が確認できる書類の再提出が必要です。

13. 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の支給を受けて常用就職(期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職)した後に、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたことにより、住居確保給付金の支給要件(2ページの「2.住居確保給付金を受けるための要件は」)に該当される方には、住居確保給付金を再支給することができます。

再支給の申請には、次の書類の提出が必要です。

常用就職であったことを確認できる書類

- ・雇用契約書等の写し

解雇されたことを確認できる書類

- ・離職票等の写しなど、解雇理由の詳細が確認できる書類

ただし、住居確保給付金受給中に、下記の理由で中止になった方は除きます。※

- ◆求職活動等の怠り
- ◆生活保護受給者等就労自立促進事業又は総合就職サポート事業への参加、支援を正当な理由なく拒否した
- ◆職業訓練の受講申込可能者が申込を拒んだ
- ◆受給中に常用就職した後、常用就職及び就労収入の報告を怠った
- ◆正当な理由のない住宅からの退去
- ◆不適正受給
- ◆禁錮刑以上の刑に処された
- ◆受給者又は受給者と同じの世帯に属する方が暴力団員と判明した

※住居確保給付金が実施される前の制度である「住宅手当緊急特別措置事業」もしくは「住宅支援給付事業」において、上記理由で支給中止となった方についても、住居確保給付金の支給を申請することはできません。

※住居確保給付金の再支給(特例措置)について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第169号)が施行されたことにより、本特例の申請期間が令和5年3月31日まで延長されました。

申請時点で、住居確保給付金再支給(特例措置)要件全てにあてはまる人が対象となります。

- ◆支給期間：3か月間(延長はできません。1度限りとなります。)
- ◆申請期間：令和5年3月31日まで(1度限りとなります。)
- ◆対象となる人：以下の要件をすべて満たす人
 1. 過去に住居確保給付金を受給した人(住居確保給付金の支給が終了した人)
 2. 事業主都合による解雇以外の離職、廃業、休業等により減収された人
 3. その他、住居確保給付金の要件すべてに該当する人

14. 住居確保給付金の支給期間を再々延長する場合

住居確保給付金は、最長で9か月間の受給が可能となっているところ、令和3年1月の改正において、新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした人については、延長を3回まで支給期間は最長で12か月間まで可能となりました。この場合、原則として、再延長期間の最終月の末日までに3回目の延長申請書を提出する必要があります。

再々延長中の住居確保給付金受給者の求職活動要件及び資産要件は、当初・延長・再延長中（1か月目～9か月目）の受給者の求職活動要件及び資産要件とは異なり、以下のとおりとなります。これら以外の要件を満たす必要もあります。
※令和2年度中に新規申請して受給を開始した人に限ります。

求職活動要件

○ 全ての受給者

- ① ハローワークへの求職申込
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
※ 期限の定めのない、または6か月以上の雇用契約による就職
- ③ 月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ④ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
※ 提出書類：「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書(参考様式7)」
- ⑤ 月に2回のハローワークにおける職業相談等
※ 提出書類：「職業相談確認票(参考様式6)」
- ⑥ 自立相談支援機関が決定したプランに沿った求職活動
コロナ禍等の状況により、回数が変更されている場合があります。

資産要件

○ 全ての受給者

再々延長を申請する人の資産要件については、（再々延長の）申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する人の所有する金融資産の合計額が、基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）以下であることとなります。

区分	基準額	金融資産の合計額
単身世帯	78,000円	234,000円
2人世帯	115,000円	345,000円
3人世帯	140,000円	420,000円
4人世帯	175,000円	500,000円
5人世帯	209,000円	500,000円
6人世帯	242,000円	500,000円
7人世帯	275,000円	500,000円
8人世帯	308,000円	500,000円
9人世帯	337,000円	500,000円
10人世帯	366,000円	500,000円

※ 金融資産の合計額は、基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）となります。

【記入例】

様式第一号（第十三条関係）（表面）

（様式1－1）（表面）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇				
①氏 名	〇〇 〇〇				
②生年月日	昭和・平成・令和 〇〇年〇〇月〇〇日 満（ 〇〇 ）歳				
③電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		④性別	男・女	
申立事項	⑤次の（１）又は（２）の場合であること（いずれか該当する方に記載）				
	（１）離職等の場合				
	離職時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	離職した事業所	〇〇株式会社 〇〇支店			
	（２）第３条第２号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	〇〇市で〇〇年〇〇月から飲食店で就労していたが、新型コロナウイルスの影響で来客が激減し、勤務時間が大幅に減少した。			
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	〇〇年〇〇月から〇〇株式会社に勤務し、離職するまで世帯主として生計を維持していた。			
	⑦次の（１）又は（２）のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）				
	（１）住居を喪失していること				
住居を喪失した時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
喪失した住居の住所	橋本市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 〇〇アパート 〇〇号				
現在の状況	〇〇〇〇				
（２）住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所	橋本市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 〇〇アパート 〇〇号				
住居の家主等	〇〇 〇〇				
喪失するおそれのある住居の家賃額	月〇〇, 〇〇〇円				
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	貯蓄等が少なく、今後の家賃が払えない状況であるため				
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇			合計
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇			
続柄	本 人	妻			
性別	男	女			
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日			
収入（月額）	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円	円	円	
預貯金等	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円	円	円	〇〇, 〇〇〇円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 （あて先） 橋本市長 記名押印又は署名 申請者氏名 〇〇 〇〇 (印)					

【手続きの場所・問い合わせ先】

橋本市健康福祉部福祉課（橋本市保健福祉センター内）

〒648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目3番1号

TEL：0736-33-3708（直通）

FAX：0736-32-2515

業務時間：午前8時30分から午後5時15分まで

土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く。

